

令和 3 年度

船橋市船橋駅南口市街地再開発事業
特 別 会 計 予 算

議案第 4 号

令和 3 年度船橋市船橋駅南口市街地再開発事業特別会計予算

令和 3 年度船橋市の船橋駅南口市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 1 6 , 0 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 3 年 2 月 1 5 日提出

船橋市長 松 戸 徹

第1表 歳入歳出予算

(単位：千円)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

第2表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
再開発事業	159,900	普通貸借又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件による。銀行その他の資金については、債権者と協定する。